

鳥取大学における全学共通科目及び医学部専門科目の成績評価に関する申合せ

平成26年12月24日
第8回教授会承認

(趣旨)

第1 この申合せは、鳥取大学における全学共通科目（米子地区で開講される科目に限る）（以下「全学共通科目」という。）及び医学部専門科目（以下「専門科目」という。）の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価基準)

第2 全学共通科目及び専門科目の成績は、鳥取大学における成績等の評価及び GPA 制度に関する要項（令和5年1月24日理事（教育担当）裁定）第3条に定める評語及び評価基準等に基づき評価するものとする。

(成績評価基準と方法の周知)

第3 全学共通科目及び専門科目の科目責任者は、各授業科目の成績評価の基準と方法をシラバスに明記するとともに、各授業において、到達目標と関連づけながら授業内容に基づき具体的に説明するものとする。

(成績の報告)

第4 全学共通科目及び専門科目の科目責任者は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第5 学生が、自らの成績評価に関して、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該授業科目の成績公開後3日以内に「成績評価確認願」（別紙様式）により申立てを行うことができる。

- 一 成績の誤記入等、明らかに科目責任者の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

(疑義申立てへの対応)

第6 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、医学部副学部長（教務担当）を責任者とし、疑義申立ての窓口は、米子地区事務部学務課（鳥取地区においては学生部教育支援課）とする。なお、学生は、科目責任者に直接申立てを行うことはできない。

- 2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生に面談等を実施した上で、速やかに科目責任者に対し成績評価に関する回答を求めるものとする。ただし、申立て内容が、明らかに第5に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。
- 3 科目責任者は、責任者から回答を求められた場合、休日を除く3日以内に回答を行うものとする。
- 4 責任者は、科目責任者からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として1週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、科目責任者との調整が困難である場合、医学部長が判断するものとする。

(成績評価の修正等)

第7 疑義申立ての結果及びその他特別な事情により成績評価の修正等が生じた場合、科目責任者は米子地区事務部学務課において成績修正の手続きを行うものとする。

なお、成績の修正があり、進級または卒業の結果が変更になった場合、医学部長、副学部長（教務担当）及び学科長にて協議を行い、結果を当該学生に伝えるとともに、当該学生が所属する学科運営会議に、翌月に報告し追認を得るものとする。

(その他)

第8 この申合せに定めるもののほか、専門科目の成績評価に関し必要な事項は、医学部教育委員会において審議し決定するものとする。

附 記

この申合せは、平成26年12月24日から施行する。

附 記

この申合せは、平成27年 1月28日から施行する。

附 記

この申合せは、令和 2年11月25日から施行する。

附 記

この申合せは、令和 5年 4月 1日から施行する。

成績評価確認願

医学部副学部長（教務担当） 殿

学部 _____ 学科 _____

学生番号 _____

氏名 _____

連絡先（携帯等） _____

年度 _____ 期開講の下記科目の成績評価について疑義があるため、確認をお願いします。

記

科目名 _____ (_____ クラス) _____ 科目責任者 _____	(大学記入欄)
理由（具体的に記載すること）	受理 /
_____	確認
_____	照会 /

教員回答欄

年 月 日

氏名 _____

1. 成績評価のとおりです
2. 成績評価を修正します
3. その他

回答理由

(大学記入欄)

確認	
回答	/

※（参考）鳥取大学における成績等の評価及び GPA 制度に関する要項（抜粋）

（評語，評価基準及び GP）

第 3 条 学生が履修した授業科目の成績等に関する評語及び基準並びにグレード・ポイント（各評語に与えられる数値。以下「GP」という。）は，次表のとおりとする。

表 1 100 点満点で採点して成績を判定する授業科目

区分	評語	評点	基準	GP
合格	S	90～100	修得した知識・技能を相互に関連付けて応用できる。	4
	A	80～89	基礎知識・技能を発展させた知識・技能を修得している。	3
	B	70～79	到達目標を達成し，基礎知識・技能を修得している。	2
	C	60～69	到達目標を達成し，最低限必要な基礎知識・技能を修得している。	1
不合格	F	0～59	到達目標を達成していない，また授業の基礎知識・技能を修得できていない。	0

表 2 単位の認定ができない授業科目

区分	評語	評点	基準	GP
不履修	E	無	履修登録は行ったが，「鳥取大学単位認定規則」で定める出席回数に達していない。若しくは単位の認定試験を受験していない。（論文及びレポート等の未提出を含む。）又は不正行為により単位が認定されない。	0

表 3 合否により成績を判定する授業科目

区分	評語	基準
合格	P	到達目標を達成している。
不合格	F	到達目標を達成していない。

表 4 鳥取大学学則（平成 16 年鳥取大学規則第 55 号）第 32 条及び鳥取大学大学院学則（平成 16 年鳥取大学規則第 56 号）第 27 条の規定により既修得単位として認定をした授業科目

区分	評語	基準
認定	N	到達目標を達成している。